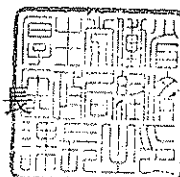


医政経発第0829003号
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について（通知）

標記については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「平成5年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成5年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

- 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。
- 2 その他所要の改正

◎病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>○病院、診療所等の業務委託について （平成5年2月15日） （指第一四号）</p> <p>標記については、本年四月一日より、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）<u>第一五条の二、医療法施行令（昭和二十三年政令第三二六号。以下「令」という。）</u>第四条の七、<u>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五〇号。以下「規則」という。）</u>第九条の七から第九条の一五及び「<u>医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成五年二月一五日付健康発第九八号厚生省健康政策局長通知）</u>」第三により取り扱われることとなるが、施行に当たっては、左記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。</p> <p>記</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第四条の七第一号関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療機関の対応 （1）医療機関の管理体制 医療機関は、当該業務が適切に行われているか否かの確認及び内部精度管理の実施が適切に行われているか否かの確認を行う必要があるので、業務責任者を選</p>	<p>○病院、診療所等の業務委託について （平成5年2月15日） （指第一四号）</p> <p>標記については、本年四月一日より、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）<u>第一五条の二、医療法施行令（昭和二十三年政令第三二六号。以下「令」という。）</u>第四条の六、<u>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五〇号。以下「規則」という。）</u>第九条の七から第九条の一五及び「<u>医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成五年二月一五日付健康発第九八号厚生省健康政策局長通知）</u>」第三により取り扱われることとなるが、施行に当たっては、左記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。</p> <p>記</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第四条の七第一号関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療機関の対応 （1）医療機関の管理体制 医療機関は、当該業務が適切に行われているか否かの確認及び内部精度管理の実施が適切に行われているか否かの確認を行う必要があるので、業務責任者を選</p>

任し、委託した業務の改善等に関して受託責任者と定期的な、また、必要な場合には随時、協議を行わせることが望ましいこと。

なお、業務責任者は、医療機関内で行われる検体検査業務が適切かつ効率的に実施されるよう統括管理する者とし、検査業務に関して相当の知識及び経験を有する医師、臨床検査技師であること。

(2)、(3) (略)

3、4 (略)

第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について（令第四条の七第二号関係）

1、2 (略)

3 感染のおそれのある医療機器等の処理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第七項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行った上で、委託すること。

ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。

4 (略)

第四（七）(略)

任し、委託した業務の改善等に関して受託責任者と定期的な、また、必要な場合には随時、協議を行わせることが望ましいこと。

なお、業務責任者は、医療機関内で行われる検体検査業務が適切かつ効率的に実施されるよう統括管理する者とし、検査業務に関して相当の知識及び経験を有する医師、臨床検査技師、衛生検査技師であること。

(2)、(3) (略)

3、4 (略)

第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について（令第四条の七第二号関係）

1、2 (略)

3 感染のおそれのある医療機器等の処理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第六項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等（汚染されているおそれのある医療機器等を含む。）以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行った上で、委託すること。

ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。

4 (略)

第四（七）(略)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）

1 (略)

2 医療機関の対応

(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。

(2) (略)

3 5 (略)

第九 施設の清掃の業務について（令第四条の七第八号関係）

1 受託者の業務の実施方法等

(1) 4 (略)

(5) 特定感染症患者の病室の清掃の方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行う場合には、退室時の手洗い、入退室時のガウン、テック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(6) 8 (略)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）

1 (略)

2 医療機関の対応

(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。

(2) (略)

3 5 (略)

第九 施設の清掃の業務について（令第四条の七第八号関係）

1 受託者の業務の実施方法等

(1) 4 (略)

(5) 特定感染症患者の病室の清掃の方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行う場合には、退室時の手洗い、入退室時のガウン、テック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(6) 8 (略)

2、3、4 (略)

第十 (略)

(別添1) (略)

(別添2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

以下 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2-1)

滅菌消毒業務委託モデル契約書

第一条〜第四条 (略)

(対象物)

第五条 甲が乙に滅菌を委託する医療機器等は、仕様書に記すものとする。ただし、甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第二項から第七項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの若しくは汚染されているおそれのあるものであつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九條の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものを乙に委託することはできない。

第六條〜第十七條 (略)

(別紙2-1)、(別紙3) (略)

2、3、4 (略)

第十 (略)

(別添1) (略)

(別添2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

以下 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2-1)

滅菌消毒業務委託モデル契約書

第一条〜第四条 (略)

(対象物)

第五条 甲が乙に滅菌を委託する医療機器等は、仕様書に記すものとする。ただし、甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第二項から第六項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの若しくは汚染されているおそれのあるものであつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九條の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものを乙に委託することはできない。

第六條〜第十七條 (略)

(別紙2-1)、(別紙3) (略)

(別紙4)

寝具類洗濯業務委託モデル契約書

第一条～第六条(略)

(対象物)

第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。

2 (略)

第八条～第十二条(略)

以下(略)

(別紙4)

寝具類洗濯業務委託モデル契約書

第一条～第六条(略)

(対象物)

第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。

2 (略)

第八条～第十二条(略)

以下(略)